

財形貯蓄関係資料(1)

注：() 内の資料は再掲

目次

1	基本的な資料	
	・ 財形貯蓄制度の概要(一般、年金、住宅)	・・・1～3
2	財形貯蓄を巡る状況変化	
	(1) 貯蓄、福利厚生等	
	・ 貯蓄に関する意識変化	
	・ 貯蓄の目的についての意識の変化	・・・4
	・ 貯蓄の目的(年齢別)	・・・5
	・ 企業の福利厚生制度の変化	
	・ 福利厚生費の推移	・・・6
	・ 福利厚生施策の領域別にみた今後の意向	・・・7
	・ 従業員にとって必要性の高い項目(企業、個人)	・・・8
	・ 企業内福利厚生で今後重視する目的(企業)	・・・9
	・ 福利厚生に関する考え方(個人)	・・・10
	・ 貯蓄動向の変化	
	・ 家計貯蓄率の推移	・・・11
	・ 純金融資産残高(貯蓄一負債)の推移	・・・12
	・ 貯蓄非保有世帯の割合	・・・13
	・ 世帯主の年齢階級別1世帯あたり資産・負債額	・・・14
	・ 関連する政策の変化(「貯蓄から投資へ」等)	
	・ 政府税制調査会等における議論の方向について	・・・別冊
	・ 税制調査会金融小委員会報告書「金融所得課税の一体化 についての基本的考え方」	・・・別冊
	・ 住宅の現状と住宅政策の課題	・・・15
	(2) 財形貯蓄契約	
	「勤労者世帯等の調査」	
	・ 財形貯蓄保有率及び財形貯蓄保有世帯の財形貯蓄残高の 推移(勤労者世帯)	・・・16
	・ 世帯主の年間収入階級別の財形貯蓄保有率	・・・17
	・ 世帯主の年齢階級別の財形貯蓄保有率	・・・18
	・ 世帯主の勤め先企業規模別の財形貯蓄保有率	・・・19
	・ 世帯主の年齢階級別等の貯蓄高(財形貯蓄含む)	・・・20
	「勤労者個人等の調査」	
	・ 資産形成支援制度の実施率(企業規模別)	・・・21、22
	・ 利用したことがある資産形成支援制度等(年代・企業規 模・業種・就業形態別)	・・・23
	・ 利用したことがある資産形成支援制度等(年収別)	・・・24
3	財形貯蓄制度の今日的な意義	
	(1) 勤労者の視点から	

・ 財形貯蓄保有世帯と非保有世帯の貯蓄現在高（勤労者世帯）	・・・ 25
・ 今後充実又は利用できるようにしてほしい資産形成支援制度（年代・企業規模・業種・就業形態別）	・・・ 26
・ 今後充実又は利用できるようにしてほしい資産形成支援制度（年収別）	・・・ 27
(2) 企業の視点から	
・ 財形貯蓄制度に関する要望（個人、企業）	・・・ 28
（・ 企業内福利厚生で今後重視する目的	・・・ 9）
(3) 社会的な視点から	
・ 悩みや不安の内容	・・・ 29
(4) その他	
（・ 純金融資産残高（貯蓄－負債）の推移	・・・ 12）
（・ 貯蓄非保有世帯の割合	・・・ 13）
「意識調査」	
・ 財形貯蓄制度を導入しない理由（企業）	・・・ 30
・ 財形貯蓄の加入件数が減少傾向にある理由（企業）	・・・ 31
・ 財形貯蓄の利用理由（個人）	・・・ 32
・ 財形貯蓄を利用したことがない理由（個人）	・・・ 33
（・ 利用したことがある資産形成制度（年代別等）	・・・ 23, 24）
「実態調査」	
・ 財形貯蓄の推移（一般、年金、住宅）（平成15年度実績追加）	・・・ 34～37
・ 金融機関別の財形貯蓄残高割合の推移	・・・ 38
・ 財形貯蓄の契約期間別契約数（一般、年金、住宅）	・・・ 39
・ 過去10年間の雇用者数伸び率と財形貯蓄種類別件数伸び率の比較	・・・ 40
・ 過去10年間の家計の金融資産残高の伸び率と財形貯蓄残高伸び率の比較	・・・ 41
・ 年度別新規加入・解約件数（一般、年金、住宅）	・・・ 42
・ 年度別解約件数の内訳	・・・ 43
・ 財形貯蓄の年齢別・男女別契約件数（一般、年金、住宅）	・・・ 44～46
・ 年齢階層別雇用者数（雇用形態・男女別）	・・・ 47
・ 企業規模別・財形貯蓄導入企業数割合	・・・ 48
・ 1世帯当たり種類別貯蓄保有額の推移（財形貯蓄 v s 預貯金、個人年金、株式等）	・・・ 49
4 天引き制度について	
（・ 財形貯蓄の利用理由（個人）	・・・ 32）
（・ 財形貯蓄の加入件数が減少傾向にある理由（企業）	・・・ 31）
5 適用拡大について	
・ 非正社員に対する資産形成支援制度の有無と今後の適用意向	・・・ 50

- ・ 自分にとって必要性の高い項目（正社員・非正社員）・・・51
- (・ 資産形成支援制度の実施率（企業規模別）・・・21、22)
- (・ 世帯主の年間収入階級別の財形貯蓄保有率・・・17)
- (・ 世帯主の年齢階級別の財形貯蓄保有率・・・18)
- (・ 世帯主の勤め先企業規模別の財形貯蓄保有率・・・19)
- (・ 資産形成支援制度の実施率（企業規模別）・・・21、22)
- (・ 利用したことがある資産形成支援制度（年代別等）・・・23、24)
- (・ 財形貯蓄制度に関する要望（個人、企業）・・・28)

6 非課税措置について

(1) 現行の非課税措置についてどう考えるか。

- ・ 財形貯蓄商品の年度末金利の推移・・・52
- ・ 主な財形貯蓄商品の金利一覧（個別金融機関別）・・・53
- ・ 財形貯蓄実施者の利子課税額試算結果・・・54

(2) 財形年金貯蓄について

- ・ 公的年金の上乗せ年金等の加入状況・・・55
- ・ 老後に必要な生活費と公的年金額の比較・・・55
- ・ 財形（年金・住宅）貯蓄解約者の意見・・・56
- (・ 悩みや不安の内容・・・29)
- (・ 貯蓄の目的についての意識の変化・・・4)
- (・ 貯蓄の目的（年齢別）・・・5)

(3) 財形住宅貯蓄について

- ・ 現在の住居と今後の持家取得意向（個人）・・・57
- ・ 世代別持家ニーズと持家率・・・58
- (・ 財形（年金・住宅）貯蓄解約者の意見・・・56)
- (・ 住宅の現状と住宅政策の課題・・・15)
- (・ 福利厚生施策の領域別にみた今後の意向・・・7)

7 確定拠出年金との関係について

- ・ 確定拠出年金制度の概要・・・59～63
- ・ 各企業年金制度等の比較・・・64
- (・ 公的年金の上乗せ年金等の加入状況・・・55)
- (・ 老後に必要な生活費と公的年金額の比較・・・55)

勤労者財産形成貯蓄（一般）制度の概要

目 的	目的を問わない（用途は自由）
対 象 者	勤労者
契 約 要 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 積立ては、3年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 2 積立てを行った日から1年間は、その払出し又は譲渡をしないこととされていること。 3 積立ては、給与から天引きした金銭で行うか、財形給付金・財形基金給付金の満期給付金若しくは返還貯蓄金（注）により行うこと。 （注）返還貯蓄金とは、社内預金が中止された場合のものである。
税 制	<p>利子等については、課税。</p> <p>（注）原則20%の源泉分離課税。財形株式投資信託は、配当所得が10%の源泉徴収（申告不要）、譲渡所得が10%の申告分離課税</p>

勤労者財産形成年金貯蓄制度の概要

目 的	年金としての受給
対 象 者	勤労者（契約締結時は55歳未満であること）
契 約 要 件 「1人1契約」に限る。	<p>1 積立ては、5年以上の期間にわたって定期に行うものであること。</p> <p>2 年金の支払いは、満60歳以降の契約所定の年金支払開始から5年以上（預貯金等商品は20年以内、生命保険等は終身も可）の期間にわたって、次の方法等に基づく年金額を毎年一定の時期に行うこと。 なお、据置期間を設ける場合は、5年以内であること。 【年金支払方法】 定額型・通増型・前払型（介護等の際は受給額の増額変更可能）</p> <p>3 年金の支払い以外には、①継続預入等を行う場合、②勤労者が死亡（重度障害を含む）した場合、③据置期間に利用りの上昇により非課税限度額を超過した利子等を払出す場合を除き行わないこと。</p> <p>4 積立ては、給与から天引きした金銭で行うか、財形給付金・財形基金給付金の積累給付金により行うこと。</p>
税 制	<p>事業主に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している勤労者を対象に、財形住宅貯蓄とあわせて元本550万円（生命保険等の財形年金貯蓄は払込額385万円）までから生ずる利子等について非課税</p> <p>【課税扱いとされる場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 財形非課税貯蓄申告書等が提出されなかった場合 (2) 勤労者が退職等した場合（転職継続措置を取った場合等を除く） (3) 勤労者が死亡した場合 (4) 非課税限度額を超過した場合 (5) 財形貯蓄への預入の中断が2年間以上あった場合 (6) 財形法で定められた契約要件に反する事実が生じた場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 払出しに係る契約要件違反（年金の支払い等のため以外に財形貯蓄の払出しが行われた場合） ② その他の契約要件違反 (7) 海外転勤者に継続適用不適合事由（海外転勤後7年以内に国内の勤務先に勤務しなかった等）が生じた場合 <p>【追徴課税について】</p> <p>払出しに係る契約要件〔上記(6)①の要件〕に反する事実が生じた場合は、払出日前5年以内に支払われた利子等に課税</p> <p>※ 財形年金貯蓄については、払出しに係る契約要件違反が生じた場合であっても、次の場合には、その払出時の利子等は課税されるが追徴課税は適用されない</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情による払出しで所定の要件を満たす場合 ② 払出要件違反が生じた日が年金支払開始日の5年後の応答日以後の日である場合